

ひこね市民アクション応援補助金制度整理表

事業	スタートアップ事業	ステップアップ事業
補助対象団体	<input type="checkbox"/> 市内に活動の拠点を有し、規約、会則、定款等に基づき活動をしている(活動をする予定の)団体であること。	<input type="checkbox"/> 市内に活動の拠点を有し、規約、会則、定款等に基づき活動をしている団体であること。
	<input type="checkbox"/> ①か②のいずれかに該当する(該当する予定の)団体であること。 ① 特定非営利活動法人 ② 次に掲げる要件を全て満たす団体 ・公共の利益の増進に寄与する目的をもって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動をしていること。 ・営利を目的とした団体ではないこと。 ・当該団体を構成する者のみを対象としない活動をしていること。 ・当該団体の構成員が5人以上で、その構成員の過半数が市内在住、在勤または在学しているものであること。 ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと。 ・公序良俗に反する活動をしていないこと。 ・宗教的活動または政治的活動をしていないこと。	<input type="checkbox"/> ①か②のいずれかに該当する団体であること。 ① 特定非営利活動法人 ② 次に掲げる要件を全て満たす団体 ・公共の利益の増進に寄与する目的をもって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動をしていること。 ・営利を目的とした団体ではないこと。 ・当該団体を構成する者のみを対象としない活動をしていること。 ・当該団体の構成員が5人以上で、その構成員の過半数が市内在住、在勤または在学しているものであること。 ・補助金の交付申請時において、1年以上継続的に活動をしていること。 ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと。 ・公序良俗に反する活動をしていないこと。 ・宗教的活動または政治的活動をしていないこと。
	<input type="checkbox"/> 次に掲げる団体でない(団体としない)こと。 ・自治会等(地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体もしくはその名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内会、老人会、子ども会、婦人会その他の団体またはそれらの連合体をいう。) ・特定非営利活動促進法以外の法令に基づき設立された法人および組合 ・商店街、PTAその他の構成員となる資格が制限された団体(市民活動を行う上で当該資格を制限することが適当であると市長が認める団体を除く。) ・既存団体の支部組織等	<input type="checkbox"/> 次に掲げる団体でないこと。 ・自治会等(地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体もしくはその名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内会、老人会、子ども会、婦人会その他の団体またはそれらの連合体をいう。) ・特定非営利活動促進法以外の法令に基づき設立された法人および組合 ・商店街、PTAその他の構成員となる資格が制限された団体(市民活動を行う上で当該資格を制限することが適当であると市長が認める団体を除く。) ・既存団体の支部組織等
補助対象要件	<input type="checkbox"/> ①か②のいずれかに該当する団体(個人)であること。 ① 申請者が、交付申請を行う年度内に上記の団体を設立しようとする者であること。 ② 交付申請時において、設立後1年を経過しない団体であること。	—
補助対象要件	<input type="checkbox"/> 主として市内における活動に寄与する事業であること。 <input type="checkbox"/> 主として市民を対象とする活動に寄与する事業であること。 <input type="checkbox"/> 国、県、地方公共団体その他の機関の類似の補助金等の交付を受けない事業または受ける予定のない事業であること。 <input type="checkbox"/> 団体の設立に係る事業で、備品の購入、広報その他の市長が団体の設立に必要と認めるものであること。	<input type="checkbox"/> 主として市内における活動に寄与する事業であること。 <input type="checkbox"/> 主として市民を対象とする活動に寄与する事業であること。 <input type="checkbox"/> 国、県、地方公共団体その他の機関の類似の補助金等の交付を受けない事業または受ける予定のない事業であること。 <input type="checkbox"/> 団体の運営力の向上または活動内容の向上に資する事業であること。 <input type="checkbox"/> 補助金の交付申請を行う年度に新たに実施する事業(経常的に実施する事業を除く。)であること。
交付回数	同一の補助対象団体につき1回限り	同一の補助対象団体につき3回限り
交付事業数	同一の年度につき1件・ステップアップ事業との併用不可	同一の年度につき1件・スタートアップ事業との併用不可
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費で、新たに団体を設立するために必要な経費および交付申請を行う年度内の活動に要する経費	補助対象事業の実施に要する経費で、団体の運営力の強化または活動内容の向上のため、専門家、有識者、技術者等の外部人材を活用するための経費
補助金の額	補助対象経費の1/2以内の額	補助対象経費の1/2以内の額
上限額	100,000円	50,000円